

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

本県で、3月下旬に松山市内の繁華街で発生した巨大変異株クラスターを端緒に始まった第4波は、想像を超える変異株の感染力により、瞬く間に県内各地に拡散し、わずか1か月余りで1,300名を超える陽性者が確認され、高齢者・福祉施設や医療機関、職場内等でのクラスターも多数発生しました。

県では、4月8日から独自の警戒レベルを「感染対策期」に引き上げるとともに、4月25日からは、国から新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項によるまん延防止等重点措置の適用も受け、感染拡大の抑え込みに取り組んでまいりました。

また、大型連休では、まん延防止等重点措置適用の効果もあり、県内の人出は感染拡大前に比べ大幅に減少したものの、県外との往来や一定の県内移動による影響や、本県医療のひっ迫度合いは依然厳しい状況が続いていたこと等から、当初5月11日までとされていたまん延防止等重点措置の期間は5月31日まで延長され、同様に県の「感染対策期」も延長して、感染拡大防止に係る対策を実施してきたところです。

そのような中、県民や事業者の皆様への御協力により、本県の感染者数は徐々に減少の傾向に向かいつつあり、こうした状況を踏まえ、国において、本県のまん延防止等重点措置の適用が5月22日をもって解除されました。

しかしながら、全国的に感染が拡大している中、「県内への持ち帰り」などによる感染の再拡大が懸念されることや、イギリス型変異株をしのぐ感染力を有するインド型変異株への警戒が必要であること、入院患者数が国のステージⅢの水準を上回り未だ医療負荷が継続されていることなどから、県独自の「感染対策期」は31日まで継続することとし、県民や事業者の皆様へ引き続きの御協力をお願いすることとしました。

関係者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を回避するため、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年5月22日

愛媛県知事 中村時広

まん延防止等重点措置の 適用解除後の要請内容

【警戒レベル】 感染対策期を継続

【期間】 令和3年5月23日（日）から5月31日（月）まで

○要請内容の主な変更点

「重点措置」適用期間（5/22まで）	感染対策期（5/23～5/31まで）
松山市との不要不急の往来自粛	<u>終了</u>
松山市内の飲食店に対する営業時間の短縮要請（ <u>20時まで</u> ）	松山市内の <u>酒類を提供する飲食店</u> に対する営業時間の短縮要請（ <u>21時まで</u> ） （法31条の6第1項→法第24条第9項）

○適用条文の変更

要請内容（松山市内）	適用条文
時短要請に応じていない飲食店の利用自粛	法31条の6第2項→法第24条第9項
飲食店に対する感染対策の徹底	法31条の6第1項→協力依頼
カラオケ設備の利用自粛	法31条の6第2項→法第24条第9項
飲食店以外の施設への要請・協力依頼	法第24条第9項→協力依頼

要請内容（県下全域）

【特措法第24条第9項】

- 営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しない **<継続> ※松山市内：適用条文変更**
 - 不要不急の外出自粛（夜間だけでなく日中も含めて） **<継続>**
 - ・外出等は、原則、同居する家族のみで。回数も可能な限り減らす。
 - ・混雑する場、時間帯を避け、人との接触を可能な限り避ける。
 - ・感染防止対策（マスク、手指消毒、アクリル板、人と人との距離、換気など）がとられていない飲食店は利用しない。
 - ~~松山市との不要不急の往来自粛~~ **<終了>**
 - 県外との不要不急の往来や出張自粛 **<継続>**
 - 路上、公園等における集団での飲酒の自粛 **<継続>**
 - 会食の注意 **<継続>**
 - ・会食は4人以下で。
 - ・毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と。
 - ・席の間隔を十分空けて。
 - ・大声を出さない。羽目を外さない。
 - ・長時間の飲食は避ける（2時間以内）。
 - ・感染対策がとられたお店を利用する。
- 会食に関する注意事項■**

 - ①店側の感染対策ができていることを確認
《飲食店を選ぶ際のポイント》
座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、消毒液の設置、換気の徹底
 - ②参加者の2週間以内の行動歴を確認
「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの高い行動」がないこと
 - ③当日の体調不良者がいないことを確認
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意 **<継続>**
 - 温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、入浴設備等を備える施設の利用者は、感染防止対策を実践（特に脱衣所や休憩室などに注意） **<継続>**

【事業者の皆さんへ（飲食店等）】

要請内容（県下全域）

【特措法第24条第9項】

●飲食店の営業時間の短縮要請 （施設の使用制限）

《対象》

食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供している飲食店
（屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く）

《内容》

営業時間：午前5時から午後9時まで
酒類提供時間：午前11時から午後8時30分まで

松山市内：対象施設及び要請内容の変更
※適用条文変更
松山市以外：継続

【協力依頼】

●その他

<継続>※松山市内：法要請から協力依頼へ変更

- ・特措法施行令第5条の5各号に規定される措置（※）を講じること
- ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など）を講じること
- ・手指消毒の呼びかけ

※「従業員への検査勧奨」、「入場者が密にならないような整理誘導」、「発熱等有症状者の入場禁止」、「手指の消毒設備の設置」、「事業所の消毒」、「入場者へマスクの着用等の徹底」、「マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む）」など。

営業時間短縮の要請及び協力金の概要

【事業者（松山市内）】

○ 飲食店に対する営業時間短縮の要請と協力金

	令和3年4月22日(木) 午前0時～ 4月24日(土)24時	令和3年4月25日(日) 午前0時～ 5月22日(土)24時	令和3年5月23日(日) 午前0時～ 5月31日(月)24時
区分 (根拠)	まん延防止等重点措置 適用前(特措法24条第9項)	まん延防止等重点措置 期間(特措法31条の6第1項)	まん延防止等重点措置 適用解除後 (特措法24条第9項)
対象	市内の食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗		市内の食品衛生法の飲食店営業許可 を受け、 酒類を提供している飲食店
内容	営業5～20時まで 酒類提供11～19時まで		営業5～21時まで 酒類提供11～20時30分まで
協力金	[中小企業] 前年度又は前々年度の1 日当たりの売上高に応じて 3～7万5千円/日 算出方法 1日当たりの売上高×0.3	[中小企業] 前年度又は前々年度の1 日当たりの売上高に応じて 3～10万円/日 算出方法 1日当たりの売上高×0.4	[中小企業] 前年度又は前々年度の1日当たりの売 上高に応じて 2万5千円～7万5千円/日 算出方法 1日当たりの売上高 ×0.3
	[大企業等] 1日当たりの売上高の減少額を基に算出（上限20万円/日）		

営業時間短縮の要請及び協力金の概要

【事業者（松山市以外の地域）】

○ 酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請

[対象] 県内（松山市以外）の食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供している飲食店（屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く）

[内容] 営業5～21時まで、酒類提供11～20時30分まで

[期間] 令和3年4月26日(月)午前0時～5月31日(月)24時まで

[根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条第9項】

○ 営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金

[中小企業]

前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて2万5千円～7万5千円/日

算出方法： 1日当たりの売上高×0.3

[大企業等]

1日当たりの売上高の減少額を基に算出（上限20万円/日）

【事業者の皆さんへ（全般）】

要請内容（県下全域）

【特措法第24条第9項】

●不要不急の外出自粛（夜間だけでなく日中も含めて）

<継続>

●松山市との不要不急の往来自粛

<終了>

●県外との不要不急の往来や出張自粛

<継続>

●会食の注意

<継続>

●徹底した感染防止対策の実行

<継続>

- ・職場での飲み会は自粛
- ・テレワーク、時差出勤の利用促進
- ・日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底
- ・毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- ・県外への出張は、ウェブの活用や延期などで代替
- ・従業員等に対し、営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しないよう求める。
- ・不要不急の外出の誘発や混雑につながる催物、販促セール等は、見送りや延期を検討【商業施設等】
- ・温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、入浴設備等を備える施設における感染防止対策の徹底（特に脱衣所や休憩室等に注意）
- ・カラオケ設備の利用自粛【飲食を主とする店舗でカラオケ設備のある店】

<継続> ※松山市内：適用条文変更

●業種別ガイドラインの実践

<継続>

【協力依頼】

●飲食店以外の施設への協力依頼

<継続> ※松山市内：法要請から協力依頼へ変更

不要不急の外出や施設に人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設は、入場者の整理誘導等、営業時間の短縮（21時まで）、入場者の整理等の対策をHP等で広く周知

《対象施設》運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供するものに限る）、物販販売・サービス業を営む店舗（生活必需品・サービスを除く）

【事業者の皆さんへ（催物、イベント関係）】

要請内容（県下全域）

【特措法第24条第9項】

●催物・イベント等の開催制限

<継続>

期間	収容率		人数上限
4月25日 ～5月31日	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	5,000人以下
	・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※1）	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	
	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※2）以内 （席がない場合は十分な間隔）	

※1 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底

【感染対策期間中の県の対応】

県の対応

【県主催イベントの取扱い】

- 参加者が特定できない集客イベントは県下一円で延期又は中止 **<継続>**

【県管理施設の取扱い】

- 県管理施設は休館 **<継続>**
- 県管理施設の貸館利用も原則休館 **<継続>**

ただし、既に予約済みの会合等は、主催者から以下の感染対策を講じて実施する旨の回答が得られた場合、実施日に限り開館

<感染対策>

- ・ガイドラインの遵守等、感染対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握

【学校関係】

- 身体接触や発声等が伴う活動は行わない【全県】 **<継続>**
- 学校活動全般で校外との交流を禁止【全県】 **<継続>**

公式大会は、感染防止対策を強化し、無観客での実施を主催者に要請

- 教員による見守り活動を強化【全県】 **<継続>**

【その他】

- 県内宿泊旅行代金割引の新規発行中止の継続【全県】 **<継続>**
- GoToイート食事券の追加販売は当面の間延期【全県】 **<継続>**

【感染対策期間中の県の対応】

県の対応

【市町に依頼】

- 地域住民、事業者等への注意喚起と感染対策の徹底
- 集客施設等における入込状況の確認

<継続>

<継続>

【県警に依頼】

- 時短営業や人出の減少などに乗じた犯罪抑止に向けたパトロールの強化

<継続>